

株式会社日本テクノス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

《対策》

- ～平成 26 年 1 月 法に基づく諸制度の調査、相談窓口の設置について検討
- 平成 26 年 2 月～ 毎月開催する座談会及び自社グループウェアにて、制度に関する情報の社員への周知
- 平成 26 年 3 月～ 相談員の研修
- 平成 26 年 3 月～ 相談窓口の設置について座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知
- 平成 26 年 4 月～ 社内に相談窓口を設置

目標 2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施

(ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

《対策》

- 平成 26 年 4 月～ 社員のニーズの把握、検討
- 平成 27 年 4 月～ 制度の導入、座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知

目標 3：子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

(ウ) フレックスタイム制度

《対策》

- 平成 26 年 4 月～ 規程改訂

目標 4：子どもを育てる労働者が利用できる事業内保育施設の設置及び運営

《対策》

- ～平成 26 年 3 月 法に基づく諸制度の調査
- 平成 26 年 4 月～ 託児施設設置に向けたプロジェクトの立ち上げ
- 平成 27 年 4 月～ 託児施設員の研修
- 平成 27 年 9 月～ 託児施設の設置についての情報を、座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知
- 平成 28 年 4 月～ 託児施設の設置

目標 5：労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

《対策》

- ～平成 26 年 3 月 制度化に向けた調査、検討
- 平成 26 年 4 月～ 制度の導入、座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知

目標 6：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

《対策》

- ～平成 26 年 3 月 法に基づく諸制度の調査
- 平成 26 年 4 月～ 座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知

目標 7：子ども連れ懇親会の実施

《対策》

- 平成 26 年 4 月～ 受け入れ方法や体制について検討開始
- 平成 26 年 7 月～ 座談会及び自社グループウェアにて、社員への周知
- 平成 26 年 10 月～ 子供連れ懇親会の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けて検討

目標 8：土日会議出席時の一時預かり託児室の設置

●平成 28 年 4 月～ 「目標 4」で計画している託児施設設置後、託児施設を活用し、土・日会議時の一時預かり託児室を稼働。

以上